

上野原市告示第33号

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月18日

上野原市長 村上 信行

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年上野原市告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア（イ）中「団体」の次に「、その他の多様な主体」を加え、同号アに次のように加える。

（ウ） 訪問型サービスD（法第115条の45第1項第1号イに規定する基準に基づき、住民主体の団体、その他の多様な主体により実施するサービス）

第3条第1項第1号イ中「団体」の次に「、その他の多様な主体」を加える。

別表第1中

「

介護予防・日常生活支援	訪問型サービス（第一号訪問事業）	訪問介護相当サービス	指定事業所によるサービス提供	訪問介護員による身体介護・生活援助（予防訪問介護と同様のサービス）を行う。
		訪問型サービスB	補助を受ける団体によるサービス提供	住民主体による身体介護伴わない生活援助等

サービス事業 (第一号事業)	通所型サービス (第一号通所事業)	通所介護 相当サービス	指定事業所によるサービス 提供	通所介護施設で必要な日常生活上の支援 (予防通所介護と同様のサービス) を行う。
		通所型サービスA	指定事業所によるサービス 提供	短時間型のミニデイ サービス。
		通所型サービスB	補助を受ける 団体によるサービス提供	住民主体による介護 予防活動等を行う通 いの場
		通所型サービスC	直接実施及び 委託	保健、医療の専門職 により6月以内の短 期間に集中して行う サービス。
介護予防 ケアマネジメント (第一号 介護予防 支援事業)	介護予防 ケアマネジメント A	介護予防 ケアマネジメント	直接実施及び 委託	利用者本人が居住する 住所地の地域包括 支援センターが現行 の予防給付に対する 介護予防ケアマネジ メントと同様に、ア セスメントによって ケアプラン原案を作 成し、サービス担当 者会議を経て決定す る。
	介護予防 ケアマネジメント	介護予防 ケアマネジメント	直接実施	アセスメントからケ アプラン作成時まで は、ケアマネジメン

		B		トAと同様に実施しつつ、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更等を行う簡略化したケアマネジメントを実施する。
		介護予防 ケアマネ ジメント C	直接実施	初回のみケアプラン作成。アセスメントからケアプラン作成時までは、ケアマネジメントAと同様に実施しつつ、サービス担当者会議を省略したケアプランを作成する。

を

」

「

介護予防・日常生活支	訪問型サービス（第一号訪問事業）	訪問介護相当サービス	指定事業所によるサービス提供	訪問介護員による身体介護・生活援助（予防訪問介護と同様のサービス）を行う。
		訪問型サービスB	補助を受ける団体による	住民主体による身体介護を伴わない生活

」

援サービス事業 (第一号事業)		るサービス提供	援助等
		訪問型サービスD	補助を受ける団体によるサービス提供 住民主体による移送及びその前後の身体介護を伴わない生活援助等
	通所型サービス(第一号通所事業)	通所介護相当サービス	指定事業所によるサービス提供 通所介護施設で必要な日常生活上の支援(予防通所介護と同様のサービス)を行う。
		通所型サービスA	指定事業所によるサービス提供 短時間型のミニデイサービス
		通所型サービスB	補助を受ける団体によるサービス提供 住民主体による介護予防活動等を行う通いの場
		通所型サービスC	直接実施及び委託 保健、医療の専門職により6月以内の短期間に集中して行うサービス
	介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメントA	直接実施及び委託 利用者本人が居住する住所地の地域包括支援センターが現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様に、アセスメントによって

			ケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。
	介護予防 ケアマネ ジメント B	直接実施	アセスメントからケアプラン作成時までは、ケアマネジメントAと同様に実施しつつ、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更等を行う簡略化したケアマネジメントを実施する。
	介護予防 ケアマネ ジメント C	直接実施	初回のみケアプラン作成。アセスメントからケアプラン作成時までは、ケアマネジメントAと同様に実施しつつ、サービス担当者会議を省略したケアプランを作成する。

に、

別表第3中

「

を

訪問型サービスB	実施する団体の定める額	
----------	-------------	--

」

「

訪問型サービスB	実施する団体の定める額	
訪問型サービスD	実施する団体の定める額	

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。